

2 て、その許可所持者がそのクラスター弾等を譲り受ける前に、第九条の規定によりその許可を取り消されたとき。

（許可の条件）

第十二条 第五条第一項又は第八条第一項の許可是、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、条約の適確な実施を確保し、又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受けられる者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

（承継）

第十三条 許可所持者について相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、許可所持者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可所持者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（所持の届出）

第十四条 許可所持者又は承認輸入者は、クラスター弾等を所持することとなつたときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（帳簿）

第十五条 許可所持者は、帳簿を備え、その所持に係るクラスター弾等に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

第四章 雜則

第十六条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、許可所持者、承認輸入者又は廃棄等義務者に対し、その業務に關し報告させることができる。

2 経済産業大臣は、国際連合事務総長から条約の定めるところにより要請があつた場合にあつては、国際連合事務総長に対して説明を行つたために必要な限度において、クラスター弾等を取り扱う者その他の者に対し、その要請に係る事項に関する報告ができる。

(立入検査)

第十七条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可所持者を承認輸入者又は廃棄等義務者の事務所、工場その他他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示し、

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定に違反して第五条第二項第三号に掲げる事項を変更した者

二 第十一条第一項の規定に違反した者

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第二項又は第十四条の規定によつて届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十五条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、又は帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

三 第十五条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

四 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十七条第一項の規定による資金を占うた

告	、	虚	保	の	備	る	右	一	並
2									
	二								
	一	猶予期間							
	二	猶予期間に	した第五条第一項の許可の申請						
	三	についての処分があるまでの間							
	三	前項の規定により廃棄し、輸出し、又は引							
		き渡すまでの間							
	4	第十一條第二項の規定は、この法律の施行の際							
		クラスター弾等を所持する者がそのクラスター							
		一弾等を廃棄し、輸出し、又は引き渡した場合							
		に準用する。							
		第三項の規定は、この法律の施行の際自衛隊							
		が所持するクラスター弾等については、適用し							
		ない。							
	第三条	前条第一項の規定に違反した者は、一年							
		以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処す							
		る。							
	前条第三項において準用する第十一條第二項								
	の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし								

第十三条 許可所持者について相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、許可所持者の地位を承継する。

前項の規定により許可所持者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

（所持の届出）

2 より読み替えられた第五条第一項又は第八条第一項の承認を受けたものとみなす。

第一項の規定は、前項の規定により所持の承認を受けたものとみなされたクラスター弾等に係る事項については、適用しない。

(国に対する適用)

第十九条 この法律の規定は、次章の規定を除き、國に適用があるものとする。この場合において、「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

(経過措置)

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十二条の罪を犯し、又は第二十一条若しくは前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二十七条 第八条第一項又は第十三条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

3 た者は、三十万円以下の罰金に処する。
 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、
 使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務
 関し、前二項の違反行為をしたときは、行為
 為者を罰するほか、その法人又は人に対して當該
 各項の罰金刑を科する。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の
 施行に関する必要な経過措置は、政令で定め
 る。

附 則（令和元年六月一四日法律第三十七号）抄

第十四条 許可所持者又は承認輸入者は、クラス
ター一弾等を所持することとなつたときは、経済
産業省令で定めるところにより、その旨を経済

第二十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令などで、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断

第一条 この法律は、条約が日本国について效力を生ずる日から施行する。
(経過措置)

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日から施行する。

第十五条 許可所持者は、帳簿を備え、その所持産業大臣に届け出なければならない。
(帳簿)

断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第二条 この法律の施行の際クロスエクスプレス等を可
持している者は、この法律の施行の日から三十
日を経過するまでの間（以下この条において
「直後期間」という。）第二項第一項の料金

に掲げる規定は、当該各号に定める日から旅行する。

2 に係るクラスター弾等に関する経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

第五章 罰則
第二十一条 第三条の規定に違反した者は、七年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

「猶予期間」といふては第五条第一項の許可の申請をしなかつた場合にあつては猶予期間の終過後遅滞なく、猶予期間に申請した同項の許可を拒否された場合にあつてはその処分後遅滞な

十五条（児童福祉法第三十四条の二十九の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百二条、第一百七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二

第四章 雜則

2 前項の未遂罪は、罰する。

く、その所持する当該クラスター弾等を廃棄し、締約国に輸出し、又は当該クラスター弾等について所ごとに許可所持者となつて者に引き渡さ

第十六条 経済産業大臣は、この法律の施行には必要な限度において、許可所持者、承認輸入者又は廃棄等義務者に対し、その業務に関し報告させることができる。

者は、七年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2 この法律の施行の際クラスター弾等を所持している者は、次に掲げる期間は、第四条の規定によつて新たに許可戸主者とされた者は引き受けなければならぬ。

五百四条（不重複の鉛瓦語併て別途規定する事項を除く。）及
律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第六十八条並びに次条並びに附則第三条の規定
及び第六条の規定 公布の日

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(次格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の处分その他他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(検討)

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日